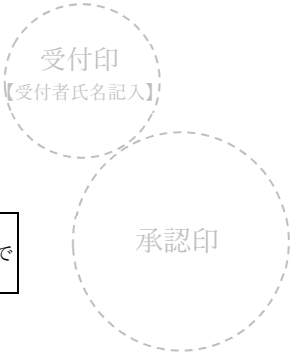


課 長	副課長	学生生活係

行事計画書が提出されているか（課外活動のみ）	☐	承認連絡者	許可期限	月	日	まで
------------------------	--------------------------	-------	------	---	---	----



掲 示 物 設 置 願

年 月 日

学生支援・社会連携課長 殿

団体名
代表者(部長・委員長等) 氏名
申請者 学生番号・氏名
申請者 連絡先

京都工芸繊維大学学生細則第 13 条に基づき、掲示物の設置について、下記のとおり申請しますので、承認くださるようお願いいたします。

なお、設置許可期限経過後は、掲示物を速やかに撤去します。

記

↓提出前に確認(☑)してください

- ☐ 掲示内容に「● 設置責任者(団体名)」 「● 連絡先(TEL, E-mail)」を記載すること。
- ☐ 別紙として、掲示内容がわかるもの（写真・原稿）を添付すること。
- ☐ 学生課外活動団体等の場合は、掲示内容について、行事計画書が提出されていること。
- ☐ 営利目的でないこと（広告要素を含む印刷物は NG）
- ☐ 思想に偏りがないこと（政治活動・宗教活動等の勧誘ではない）

期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
目 的	
内 容	
掲示物	別添のとおり
掲示場所	2 号館掲示板
備 考	

以上

京都工芸繊維大学学生細則（昭和 25 年 11 月 10 日制定）
(掲示)
第 13 条 学生が掲示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生支援・社会連携課に提出し、その許可を受けなければならない。
2 許可を受けた掲示は、学内所定の場所に公示し、特に指定しない限り 5 日を経過すれば撤去するものとする。